

《メディックNET》協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、《メディックNET》協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務局)

第2条 協議会の主たる事務所を、京都医師会内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域の医療機関・医療関係団体が連携し、地域医療情報共有システムの継続的・安定的な運営管理を行う。

ネットワークの充実を推進することにより、安全・安心で信頼される医療の提供及び高度な保健医療・福祉社会を形成し、住民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)地域医療情報ネットワークの運用管理に関する事業
- (2)地域医療情報ネットワークの普及促進に関する事業
- (3)地域医療情報ネットワークの利活用に関する調査・研究事業
- (4)その他この協議会の目的を達成するために必要な事業

(構成団体、役員)

第5条 協議会は、協議会の目的に賛同する次の団体・機関(以下「構成員」という。)を持って構成する。協議会の構成団体・機関並びに役員は別紙のとおりとする。

- (1) 病院
- (2) 診療所
- (3) 医療関係団体
- (4) その他会長が適当と認める者

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1)理事12名以内

(役員の選任)

第7条 役員は、利用団体・機関から推薦された者とする。

2 会長、副会長は、医師会長及び副会長がこれに当たる。

(職務)

第8条 会長は、この協議会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期等)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了または辞任した時においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(報酬)

第10条 役員の報酬は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(顧問)

第11条 この協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会で議決し会長が任免する。

(理事会)

第12条 理事会は理事をもって構成し、会長が招集する。

(議決事項)

第13条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)規約の変更

(2)事業計画

(3)事業報告

(4)役員の選任

(5)その他、協議会の運営に関する重要事項

(議長)

第14条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第15条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第16条 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって可決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(事業年度)

第17条 この協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(補足)

第18条 この規約の施行に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この規約は、この協議会成立の日から施行す。

別紙

《メディックNET》協議会 構成団体、機関並びに役員名簿

1 構成団体・機関

《メディックNET》のウェブサイト(URL:<http://www.linkclub.or.jp/~aci/ishikai/>)
に利用施設一覧を参照

2 役員

役職名 所属団体・機関 同左職名

会長 ○○会長

副会長 ○○ 副会長

委員 ○○

委員 ○○

委員 ○○

以上